

生徒心得

生徒は、校訓「自覚」のもとに、常に生徒の本分をわきまえ、豊かな感性と個性の伸長を図り、高い理想を持って、学校生活を送ることを旨とする。ここに、日常の生徒心得を示し、生活の規範とする。

第1章 校内生活

- 1 学校生活においては、身分証明書を携行する。
- 2 身分証明書は、公的に必要な場合に提示する。
- 3 万一身分証明書を紛失した場合は、直ちにHR担任に申し出て、再発行を受ける。
- 4 学校生活は、個々の生徒の学習の場であるとともに、生徒全体の生活の場である。他者の人格を尊重するとともに、規則を遵守し、節度ある行動を心がける。
- 5 校外への外出はできない。外出をする場合は、HR担任または副担任もしくは学年部教員に申し出て許可を受ける。
- 6 携帯電話の校内での使用時間は、朝SHR前、昼休み、放課後とする。
- 7 ゲーム機や雑誌(漫画等)については、校内へ持ち込まないことを原則とする。
- 8 エレベーターの使用については、原則認めない。
- 9 生徒間で金銭の不当な貸借や、所持品の無断借用はしてはならない。
- 10 不要な貴重品は持参しない。やむを得ず持参した場合は、鍵付きロッカーを利用し、各自が管理する。
- 11 建造物、器具、樹木を大切にす。故意にこれらを損傷した時は、弁償の責を負う。
- 12 掲示物を校内に掲示したい時は、生徒課に申請して許可を受ける。ただし、掲示内容等によっては、許可できない場合もある。
- 13 拾得物のあった時は、教員に届ける。
- 14 盗難被害にあった場合は、教員に申し出る。
- 15 校内で不審な人を見た時は、近くの教員に連絡する。
- 16 学校敷地内での選挙運動や政治的活動は、禁止する。

第2章 校外生活

- 1 夜間の不要な外出は出来るだけ控え、午後10時には帰宅する。また、外出時は、必ず保護者に所在を伝えておく。
- 2 他団体等の活動に参加する場合には、学校に申し出る。
- 3 不健全な遊技場及び18歳未満立入禁止の施設への出入りは、禁止する。
- 4 SNS等の使用においては、個人情報流出したり他者を誹謗中傷したりするような投稿は行わない。何か問題が生じた場合には、速やかに教員に届け出る。
- 5 放課後や休日等に学校敷地外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自らが判断し行う。なお、その活動が違法なもの、暴力的なものには参加してはならない。特に、公職選挙法違反には十分注意する。

第3章 服装・頭髪等

1 スラックスタイプ制服

- ① 制服は、ブレザー、スラックス、長袖シャツ、ネクタイ、セーター、ニットベストとし、すべて本校指定のものを着用する。
- ② 正装は、ブレザー、スラックス、長袖シャツ、ネクタイとし、必要に応じて指定のセーター、ニットベストを着用することができる。

2 スカートタイプ制服

- ① 制服は、ブレザー、スカート、シャツ、ネクタイ、セーター、ニットベストとし、すべて本校指定のものを着用する。
- ② 正装は、ブレザー、スカート、長袖シャツ、ネクタイとし、必要に応じて指定のセーター、ニットベストを着用することができる。

3 共通項目

- ① 制服の調整期間は設けない。気温・体調等を踏まえて各自選択すること。
- ② 学校が定める式典及び行事は、原則正装で参加する。
- ③ 制服は、流行を追ったり技巧を凝らしたりしない。
- ④ 靴下は、白・紺・黒色の無地とする。(ワンポイントは可)
- ⑤ 靴は、革靴(黒・茶)または運動靴とし、かかとの高いものや華美なものは禁止する。また、サンダル等も禁止する。
- ⑥ 厳冬期(12月より3月)は、登下校時に限って防寒着を着用することができる。その際、以下の基準を守ること。
 - ア コート(黒、紺を原則とする。華美でないもの)
 - イ 部活動で使用している防寒着(生徒課で許可したもの)
- ⑦ 通学靴の型の指定はない。口がファスナーやベルトなどで締まるものとする。ただし、他校の靴や中学時の靴は禁止する。
- ⑧ 頭髪は、高校生らしい清潔な髪形とし、パーマ・エクステンション・染色・脱色などの技巧を凝らしたりしない。
- ⑨ 爪は、常に適正な長さに切り揃え、清潔を保つ。
- ⑩ 指輪、ピアス、ネックレスなどの装身具やマニキュア、カラーコンタクト、化粧品は厳禁とする。

第4章 交通安全

1 自転車通学

- ① 自転車通学をする場合は、自転車保険または総合保険へ加入し、毎年度自転車店等で点検整備を受け、学校指定用紙でHR担任へ申請する。
- ② 許可が認められた場合は、学校指定のステッカーを車体の認識できる所に貼付して使用する。
- ③ 学校までの利用者は、指定された駐輪場に鍵を掛けて駐輪する。
- ④ 二人乗り、傘差し、イヤホン等を付けての運転は行わない。また、夜間走行時はライトを点灯しなければならない。
- ⑤ 新たに自転車を購入した場合は、その都度申請をする。

- ⑥ ヘルメット着用については義務ではないが、安全のため着用することを勧める。
着用する場合には、安全基準に適合したものを正しく着用する。

2 運転免許の取得及び乗車

- ① 原動機付自転車・自動二輪車・普通自動車の免許取得は原則禁止する。
- ② 自動二輪車への同乗は原則禁止とする。

3 その他

- ① 交通事故または違反をした場合は、事故等に対する適切な処置を取り、速やかに学校に申し出る。
- ② 定められた通学路を通ること。

第5章 アルバイト

- 1 学期中のアルバイトは原則禁止とする。ただし特別に許可が必要な時は生徒課に許可を得ること。
- 2 長期休業中のアルバイトは、申請し許可を取って行うことができる。ただし、次に該当するものは許可をしない。
 - ① 学期に欠点等を保有する者。
 - ② 校則に違反のある者。
- 3 許可できない業種等
 - ① アルコール類を主として提供する飲食店や酒席。ただし、ファミリーレストラン等の飲食店については、内容を精査したうえで許可する。
 - ② 18歳未満立入禁止の遊技場等。
 - ③ ホテル、旅館等のルームサービス。
 - ④ 自動車、原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車の運転を必要とする業種。
 - ⑤ 宿泊を要する業種。
 - ⑥ 危険を伴うような業種。
 - ⑦ 就業時間は、午後9時までとし、午後10時には自宅に帰宅できること。
- 4 実施に際してはアルバイト許可証と身分証明書を携帯する。

第6章 願・届および手続き

- 1 下記については、学校の所定用紙を用い、願い出る。
 - ① 住所・姓名・保護者を変更した時。
 - ② 証明書(成績・卒業・卒業見込・在学・身分・旅客運賃割引)を必要とする時。
 - ③ 退学・休学・復学・転学する時。

- ④ 忌引日数は次の通りとする。

父母	7日以内
----	------

祖父母・兄弟姉妹	3日以内
その他（伯父・伯母等）	1日

第7章 図書館貸出規定

1 図書館の本の貸出については、下記のように定める。

- ① 原則休業日を除き毎日開館する。ただし長期休暇中の開館はその都度これを定める。
- ③ 開館時間は昼休みと放課後16時30分までとする。
- ④ 閲覧・貸出とも開館時間中は自由にできる。
- ⑤ 館外貸出は1人3冊2週間とする。
- ⑤ 貴重資料・辞書・雑誌などは貸出をしない。ただし特別な場合に限り、1夜貸出（閉館時間より翌日開館時間まで）をすることができる。この場合は係に申し出て貸出を受ける。
- ⑥ 借り出した図書を紛失・破損した時は、直ちに係に申し出る。
- ⑦ 自分の借りた図書を他人に又貸しをしない。
- ⑧ この規則に違反して他人に迷惑を掛けた者には、貸出停止または閲覧停止をすることがある。